

日本共産党区議会議員
Japanese Communist Party

安藤たい作

区政報告 ニュース 第106号

国保料の更なる値上げ狙う区長会

引き上げストップ緊急要請行動に参加



21世紀の科学をもってしても生まれてくる赤ちゃんの性別はおまたの間に突起が見えるかどうかで判断。結構アナログなんですな～



漫画：安藤たい作

現在区長会では、これまでの住民税方式から「旧ただし書き」方式へと賦課方式の変更をH23年度から移行することを狙っています。「収入」から「必要経費」を差し引いた「所得」から、33万円の「基礎控除」のみを差し引いた「旧ただし書き所得」が保険料の算出基準になると、住民税方式では非課税で免除となっていた方なども賦課対象となり、負担増につながります。低収入

【国保料について申し入れの内容：要旨】

- ① 来年度の国保保険料の引き上げは行わないこと。保険料賦課方式見直しによる負担増は行わないこと。
- ② 国保料負担増にならないよう国や都に必要な財源措置を求めること。
- ③ 国保料の徴収猶予・減免規定の基準を緩和し低所得者、収入激減者などに適応できるようにすること。
- ④ 国保の医療費一部負担金の徴収猶予・減免の基準を緩和し、適用を広げること。
- ⑤ 国による短期証・資格証明書発行の義務付けをやめさせ、保険証は無条件で全世帯に発行すること。

賦課方式の変更でも・

年金暮らしの高齢者の方や自営業者、失業者などが加入する国民健康保険。高すぎる保険料が加入者の生活を圧迫し、払いたくとも払えず、窓口で100%負担となる「資格証明書」の発行などで医療にかかれない方も出るなど、深刻な事態になっています。

23区では、この国保料金そのもの、国保料や一部負担金の徴収猶予や減免の規定等を区長会で協議し申し合わせ、共通の基準で実施しています。従って今回の申し入れは、区長会に対して来年度の国保料引き上げ、そして賦課方式の改悪による負担増を行わない等5点を要望したものです。

の方にますます負担をかぶせるやり方は何の解決にもなりませんし、それを区長会という区民の声が届きにくい機関で決定することも問題です。加入者へのツケ回しでなく、一致団結して国に対して財源措置を求めることこそ区長会のやるべきことではないでしょうか。



特別区長会会長宛の要望書を同会事務局長に手渡す
(飯田橋・東京区政会館にて2010/1/6撮影：安藤)

1月6日、共産党東京都委員会と23区各区議会議員団は、特別区長会会長宛てに国民健康保険料の引き上げを行わない事等を求める申し入れを行いました。品川区議団から私(安藤)が参加しました。

安藤たい作プロフィール '74年宮城県仙台市生まれ。国立宮城教育大卒。'98年漫画家を志し上京。'02年青年誌奨励賞受賞。'06年の区議補選で初当選。現在、二期目。

安藤たい作ニュースは、「品川区議会における政務調査費の交付に関する規定」で定める用途基準「広報・活動費」に基づき、政務調査費によって発行されています。ご意見・ご感想をお寄せください。

お知らせ

1月の

無料生活・法律 相談会

1月19日(火)
夜6:30~8:30

安藤たい作西品川事務所
(品川区西品川3-16-3 TEL:03-3491-3230)
大崎駅より徒歩8分・百反坂沿い

①弁護士さんと一緒に相談会を行います。
生活のこと法律のこと、お気軽にご相談ください。

②当日直接お越しいただいても結構ですが、
お待ちしております。事前に電話を
入れた上、ご参加いただけると確実です。

(平日日中:5742-6818)

(土日は:3785-2810)

医療費でお困りの方はご相談ください

ご存知
ですか?

無料・低額診療制度

生計困難な方が経済的な理由によって、必要な医療や福祉サービスを受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療やサービスの利用を行うもので、社会福祉法に位置づけられている事業です。

★たとえばこんな方が利用できます。一度ご相談下さい

- 保険証をお持ちでない方
- 国保の短期保険証、資格証明書が発行され困っている方
- 病気や障害などで収入がなくなって困っている方
- リストラや失業のため一時的に収入がなくなって困っている方
- 医療費の支払いをすると生活に困難を生じる方

★実施機関は

医療法人財団 城南福祉医療協会 大田病院

★相談の流れ

- ①まずは、お近くの相談事業所(下記)にご相談下さい。
- ②ソーシャルワーカーや職員が事情をお聞きします。
- ③自己負担金、または一部負担金が免除や減額されます。

【相談事業所一覧】

大田病院 大田区大森東4-4-14 TEL3762-8421
三ツ木診療所 品川区西品川2-13-20 TEL3779-0031
ゆたか診療所 品川区豊町4-3-20 TEL3781-4723

ほか

安藤たい作ニュースへのご意見・ご感想、
区政へのご要望、質問や相談など、
何でもお寄せ下さい。



*任意で【お名前】

【ご住所】

【お電話】

3778-3088 (FAX) まで

〒140-0005 品川区広町2-1-36 品川区役所内共産党控室

*もちろんメール (antai@jcp-shinagawa.com) でも受け付けています